

## 深谷市と大里郡寄居町との消防事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 大里郡寄居町（以下「寄居町」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を深谷市に委託し、深谷市は受託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）

(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により市町村が処理することとされた事務のうち次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、深谷市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7第1項の規定により寄居町の消防団員の公務災害を補償するときは、寄居町の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、寄居町の負担とし、寄居町はあらかじめこれを深谷市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の方法は、深谷市長及び寄居町長が協議して定める。

3 第1項に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に伴い、新たに必要な経費が生じた場合における当該経費の負担については、深谷市長と寄居町長がその都度協議して定める。

### (予算の計上)

第4条 深谷市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、深谷市一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

### (収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、すべて深谷市の収入とする。

### (決算の場合の措置)

第6条 深谷市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を寄居町長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、寄居町の負担すべきものに対し、既に納付した額に過不足があるときは、翌年度負担すべき額において調整するものとする。

(管理及び執行の状況の通知)

第7条 深谷市長は、各年度の終了後、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を寄居町長に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第8条 深谷市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、寄居町長と必要に応じて連絡調整会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の措置)

第9条 深谷市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、寄居町長に通知しなければならない。

2 深谷市長は、前項に規定する条例等を制定又は改廃した場合は、直ちに寄居町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、寄居町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(水利施設の設置等)

第10条 寄居町長は、消火活動に常に有効に使用し得るよう、寄居町の区域内に水利施設を設置し、維持管理するものとする。

(財産の無償使用)

第11条 寄居町は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を、無償で深谷市に使用させるものとする。

(事務の委託の廃止における収支決算)

第12条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、深谷市長がこれを決算する。この場合において、決算において生じた剰余金は、速やかに寄居町に還付しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、深谷市長及び寄居町長が協議のうえ、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

(規約の告示)

2 寄居町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する深谷市の条例等が、寄居町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。